

機能訓練指導員に関するお知らせ

・はり師、きゅう師は一定の条件（介護施設で6カ月の研修）を経て、常勤・非常勤として介護施設で機能訓練の業務を行うことが2018年度から可能となりました。今後は機能訓練指導員としての「質の担保」、機能訓練指導員の「業務内容・対価など」に関して厚生労働省と交渉していくことが必要不可欠となってきます。

これらの課題に対応するため日本鍼灸師会は機能訓練指導員の要件を満たしている他の業団（例・日本柔道整復師会・日本看護協会・日本理学療法士会など）と日本機能訓練指導員協会の設立に参加しています。

質の担保として「各業団が行っている機能訓練スキルアップ研修会」を「初級コース」、設立される「協会が行う研修会」を「上級コース」と規定し、研修修了者には修了証明書（認定機能訓練指導員）の発行を考えています。既に日本鍼灸師会主催のスキルアップ研修会修了者、また介護予防運動指導員養成講座を受講し、東京都健康長寿医療センター研究所に介護予防運動指導員として登録された者（日本鍼灸師会主催講座または他団体主催講座を受講した日本鍼灸師会会員）は、初級コース修了者として上級コースの受講資格が付与されます。また、全日本鍼灸マッサージ師会がメイン主催団体である、マッサージ等将来研究会の認定機能訓練指導員講習会修了者も同様に考慮されます。

機能訓練指導員の要件を満たしている他業団と協力して事業を行うことは、他業団の「機能訓練スキルアップ研修会」の受講ができ「受講料がその業団の会員価格」となるという相互メリットがあります。また、はり師・きゅう師に課されている一定の条件（6カ月の研修）について、その研修の場を確保することが容易になります。そしてなにより機能訓練指導員の要件を満たす団体からなる「協会」（一業団としてではなく）として、研修期間や対価などについて厚生労働省との交渉が前進することを考慮しています。

日本看護協会や日本理学療法士協会は協会設立に関して、現在のところ設立メンバーにはならないが設立後は色々な面で協力をしていただけるという姿勢を示してくださっており、全日本鍼灸マッサージ師会は設立に反対はしないという立場をとっておられます。協会が設立された後には、再度各業団に加入のお誘いをする予定です。

なお、協会の立ち上げは来年度を予定していますので、上級機能訓練指導員の研修は2020年度からの予定です。各業団が行う初級機能訓練指導員スキルアップ研修会の開催については会報、日本鍼灸師会ホームページ、メールマガジンなどで随時お知らせいたします。